

# 「森と緑とのふれあい支援事業」留意事項

公益社団法人兵庫県緑化推進協会

## 1 助成対象経費について

助成金は、募金者の善意による貴重な寄付金により成り立っていることを念頭に、外部から指摘を受けることのないようご注意願います。

申請事業の実施に直接必要な経費を「助成対象経費」とします。

### ○ 事業実施団体の事務費（事務用品、通信、参加者の募集経費等）

- ・例えば、団体の「記念誌の発行」などは、直接必要な経費ではないので、助成対象とはなりません。
- ・電話基本料は団体の負担とし、事業で使用した通話料金が助成対象となります。

(注) 次の経費については、助成対象となりません。

- ① ボランティアの労賃
- ② ボランティアのホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ③ 食料費

### ○ 資材費

苗木、支柱、動物による食害防止施設、ヘルメット、肥料、看板、鎌、鋏、チェーンソー、刈払機、土木資材

(注) 申請事業に必要な資機材費とし、資産の増となる物品や高額な物品の購入費は助成対象とはなりません。

### ○ 指導者経費

森林整備、環境教育、樹木医などの専門家の指導に対する謝金

- ・専門家は、森林整備、環境教育などに精通し、事業を確実かつ安全に行うために必要な知識、技術を有する者又はこれに準ずる者

(注) 事業実行に直接必要な外部講師の指導者経費（謝金）は、旅費、宿泊費を含め助成対象となります。

- ・ただし、必要以上の高額な謝金、指導内容や単価の明らかなでない謝金、申請団体の内部講師は助成対象となりません。

- ・県内の林業技術者等の類似業種の平均賃金単価を超える謝金は、助成対象とならない場合があります。

### ○ 交通費は、集合解散場所から事業場所までの実費を助成対象とします。居住地から集合解散場所までの旅費は対象となりません。

### ○ 活動現地における事業案内看板（又は標柱）の設置が必要であり、このための経費が助成対象となります。

- ・事業案内看板（又は標柱）の材料は、県産木材を使用してください。

## 2 実績報告書等の提出について

- 事業が完了したときはすみやかに、支援事業実績報告書を提出することになっております。
- ① 実績報告書には、位置図、出来高図、完成前・工事中・完成写真を添付してください。
- ② 実績報告書には、領収書の写しを必ず添付してください。

## 3 安全対策について

- 森林内でのボランティア活動では、落石、転倒、転落等による事故や刃物等による災害等の危険がありますので、ボランティア団体の責任による安全対策、災害への予防措置等が必要です。
- 募金事業では、ボランティア保険の保険料、ヘルメットなどの保護具の購入費を対象としています。
- また、転倒のおそれのある危険木の伐採など、高度な技術を要する作業を専門家に委託して安全に事業を実施することができます。
- 参加者が新型コロナウイルスに感染しないよう、万全の対策をお願いいたします。感染が心配される場合は、実施時期の延期や事業の中止などのご検討もお願いいたします。